

## 9. 国、地方公共団体及び関係団体の連携のあり方

### 9-1 趣 旨

貯水槽水道、とりわけ小規模施設の適切な管理を推進するにあたっては、行政サイドの対応だけでなく、設置者、管理者の理解を高める努力など各関係主体の相互の密接な連携が不可欠であると考える。そこで、以下では、関係者の適切な連携のあり方について検討したい。

### 9-2 小規模貯水槽水道の実態

すでに述べたように、水道法の直接的な規制対象外となっている小規模貯水槽水道は、その数が極めて多く、行政の立ち入り検査では十分カバーできないのが実情である。

横浜市の事例で見られるように、簡易専用水道の数は、約 9,400 であるのに対し、小規模貯水槽水道は、約 11,000 を数えており、その数は、両者がほぼ拮抗している。また、同市において行われている小規模貯水槽水道に対する立ち入り検査数は、平成 17 年 4 月から 12 月までの間で、約 900 件となっており、例年 1,000 件には届かない状況であることであった。

行政サイドにおいても、定員の制限がより厳しくなっており、立ち入り検査件数を大幅に増やすことは難しいのが実情であろう。同市の条例では、8 ヶ月以上の施設について届出制度が設けられ、年 1 回の検査が義務付けられている。簡易専用水道での受検率が 87% であるのに対し、8~10 ヶ月の施設では、67% とやや低くなっているが、かなりのレベルに達している。これに対し、8 ヶ月以下の施設では、受検率は 2 % と殆ど検査が行われていないのが実情である。今後は、この 8 ヶ月以下の受検率をいかに高めていくかも課題となっている。全国的な実情も同様であろうと推測される。

### 9-3 関係者の連携と適切な行政対応の必要性

すでに他の項で述べられてきたように、貯水槽水道の設置者、管理者は、施設の管理に対する十分な知識や認識がなく、小規模の施設ほどその傾向が強いことが推測される。

簡易専用水道においては、水道法で年 1 回の検査が義務付けられており、多くの施設が管理業者に管理が委託されることにより、管理及び検査がなされている限りは、全般的には適切な対応がなされていると言つて良い。これに対して、小規模貯水槽水道では、法律上の検査の義務付けがなく、条例で定められているところでは、ある程度検査率が向上するものの、それ以下の施設では、検査が殆ど行われないのが実態である。しかし、これらの施設をすべて行政が立ち入り検査をするのは不可能であり、むしろ、民間でのある程度のスクリーニングを前提に行政サイドが立ち入り検査を行い、チェックを行うこととすることが現実的であろう。そこで、次のように民間の力をうまく活用しながら行政が対応することが有効と考えられる。

なお、条例により、検査を義務付ければ、設置者、管理者の意識は高まり、適切な検査を行うことにより、管理の改善を行うことができる。検査を行う体制、それをチェックする自治体の体制に差があることから、まず、行政サイドにおいて、それぞれの地域の実情に応じ、条例

に基づき、検査を義務付ける施設規模をできるだけ引き下げることが重要である。

- ① これまでは、衛生行政と水道事業体との間では、必ずしも十分な連携が行われていないところがある。相互の連携を深め、相互の協力により、適切な管理を促進することが重要であろう。衛生行政は、水道事業体の協力を得て、指導の基となる貯水槽施設の台帳をしっかりと整備し、これに基づき、適切な指導を行うことが望まれる。
- ② 特に、貯水槽水道の新設工事、施設の変更工事にあたって、衛生確保の観点から十分な対応がなされないため、管理上の問題を引き起こすことが往々存在する。そこで、水道事業体との協力のもとに、検査機関が、工事施工後の施設の使用前検査を行い、問題点を把握し、適切な対応を要請する仕組みを設けることが望ましい。これにより、施工時の問題点が解消されることとなれば、かなりな程度管理上の問題の改善が進むのではないかと考えられる。
- ③ 貯水槽水道の管理については、貯水槽水道の検査機関、建物の管理業者やマンションの管理組合、ビルメンテナンス事業者、管工事の事業者、清掃を担当する事業者など多くの事業者が関与しており、それぞれの連携を図ることにより、設置者、管理者への指導助言の機会は大きく広がると考えられる。しかし、これまで、これら関係者相互の間では、必ずしもその連携は密接ではない。このような関係事業者が共通の理解のもとに、それぞれの事業実施時に、施設の設置者や管理者に、適切な情報を提供し、理解を深めることは、事態の改善に大きな効果を持つと考えられる。そこで、これらの関係者が定期的に情報交換を行い、それぞれの業務実施時における問題点を出し合い、共通の認識に基づき、指導を行うことが望まれる。こうした情報交換の場が、都道府県ごと、あるいは、全国規模で行われ、行政や水道事業体が参加することにより、より適切な対応を可能にすることができるのではないかと考える。
- ④ このような協議会での情報交換に基づき、関係する事業者が共同でパンフレットや、ポスターを作成し、普及啓発を行ったり、実態をマスコミを通じてアピールしたりする等適切な広報を行うことにより、設置者、管理者の理解をさらに高められるものと考える。
- ⑤ 上記のような情報交換を基とし、行政サイドでは、より効率的な立ち入り検査を実施することが可能となるのではなかろうか。また、毎年、同じような立ち入り検査を行うのではなく、今年は、サービス業、今年は、製造業などと立ち入り重点施設を絞って3～5年くらいで一巡するような形での立ち入り検査のあり方も考えられよう。
- ⑥ 国においては、こうした民間活動と行政との連携を深めるよう努めるとともに、こうした連携の場から生まれた様々な情報を全国ベースで集約し、公表するなど広く国民の理解を深めるとともに、水道週間などを通じて公開講演会を開催するなど、啓発に努めることが望まれる。